



流山市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和5年11月30日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行



令和5年度

# 公の施設の指定管理者監査報告書

[一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリー（杜のアトリエ黎明）]

流山市監査委員

# 目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び場所	2
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	5

## 令和5年度公の施設の指定管理者監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第6号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

### 第1 監査の種類

令和5年度公の施設の指定管理者監査

### 第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久

藤井 俊行

### 第3 監査の対象

公の施設の名称：一茶双樹記念館及び

社会教育ギャラリー（杜のアトリエ黎明）

指定管理者の名称：株式会社流山ツーリズムデザイン

所管部課：生涯学習部博物館

監査の範囲：令和4年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び所管部課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、財政援助団体としての事業及び他年度を含むものとした。）

### 第4 監査の着眼点及び実施内容

実施に当たっては、監査基準に基づき指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）、一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例（平成6年流山市条例第21号）、一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年流山市教育委員会規則第5号）、流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成13年流山市条例第29号）、流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年流山市教育委員

会規則第 12 号) 並びに一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明の管理に関する基本協定書、一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリー指定管理者の業務等に関する仕様書(以下「仕様書」という。)及び一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明の管理に関する年度協定書に沿い、指定管理者については適正な管理運営が行われているか、また所管部課については指定管理者に対し指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

## 第5 監査の期間

自 令和5年8月1日

至 令和5年11月10日

## 第6 監査の実施日及び場所

令和5年9月27日

流山市役所 他

## 第7 指定管理の概要

### 1 設置の目的

一茶双樹記念館は、市指定記念物(史跡)「小林一茶寄寓の地」として、文化財の保全及び文化の振興を図るとともに、市民の福祉の増進に資するため設置された。また、社会教育ギャラリー(杜のアトリエ黎明)は、画家であった故秋元松子氏のアトリエを整備し、市民の生涯学習の振興及び生活文化の向上と福祉の増進を図るため、美術などの創作活動の発表の場として設置された施設である。

### 2 施設の概要

#### (1) 所在地及び面積

##### ア 一茶双樹記念館

所在地 流山市流山6丁目670番地の1

敷地面積 2,278.11㎡(臨時駐車場合む)

##### イ 社会教育ギャラリー

所在地 流山市流山6丁目562番地の2

敷地面積 1,146.27㎡

#### (2) 施設諸元

- ア 一茶双樹記念館 木造平屋一部2階建て
  - イ 社会教育ギャラリー 木造平屋一部2階建て
- (3) 延床面積

- ア 一茶双樹記念館 263.044 m<sup>2</sup>
  - (ア) 一茶庵 58.433 m<sup>2</sup>
  - (イ) 双樹亭 84.159 m<sup>2</sup>
  - (ウ) 秋元本家 108.793 m<sup>2</sup>
    - (1階 75.742 m<sup>2</sup>、2階 33.051 m<sup>2</sup>)
  - (エ) 外便所 11.659 m<sup>2</sup>
- イ 社会教育ギャラリー 94.20 m<sup>2</sup>

(4) 施設内容

- ア 一茶双樹記念館
  - (ア) 一茶庵 (茶屋8畳、水屋4畳、台所10.47 m<sup>2</sup>)
  - (イ) 双樹亭 (お茶の間8畳、中の間8畳、奥の間10畳)
  - (ウ) 秋元本家 展示室 (1階59.217 m<sup>2</sup>、2階33.051 m<sup>2</sup>)
  - (エ) 庭園
- イ 社会教育ギャラリー
  - (ア) 展示室 (39 m<sup>2</sup>)
  - (イ) 湯沸し室 (6.6 m<sup>2</sup>)
- ウ 駐車場 465.68 m<sup>2</sup> (14台分)
  - 107.90 m<sup>2</sup> (4台分)
  - 468.37 m<sup>2</sup> (臨時駐車場)
- エ 一茶双樹記念館緩衝用地 226.70 m<sup>2</sup>

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 流山市指定記念物(史跡)の管理業務
- (2) 建築物の保安管理
- (3) 建物設備の保守管理
- (4) 建物内外の清掃及び整備業務
- (5) 備品等の保守管理
- (6) 保安警備業務
- (7) 施設保全業務
- (8) その他の業務

#### 4 指定管理者概要

- (1) 名称 株式会社流山ツーリズムデザイン  
(2) 所在地 流山市流山1丁目4番地の1

#### 5 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

#### 6 令和4年度指定管理料

令和4年度 25,000,000円（修繕料300,000円を含む）

#### 7 令和4年度収支決算額

収入 33,849,473円

支出 30,571,429円

収支差額 3,278,044円

#### 8 利用状況

施設	利用可能日数	午前		午後		夜間		合計	
		件数	利用者	件数	利用者	件数	利用者	件数	利用者
一茶庵	308	70	381	57	300	12	18	139	699
双樹亭	308	48	220	60	301	12	536	120	1,057
アトリエ黎明（終日）	308	202	674					202	674

## 第8 監査の結果

### 1 総合意見

一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリー（杜のアトリエ黎明）は、令和3年度より株式会社流山ツーリズムデザイン（以下この項において「NTD」という。）が指定管理者となり管理運営を行っている。NTDは観光地域づくりのため、自らが大きな利益を出すことを主目的とせず、地域が主体的に観光振興・活性化を進め、地域への誇りと愛着を醸成するためのかじ取り役として貢献することを目的に、令和2年8月に「流山版DMO」として設立された官民連携による法人である。

両施設は、前事業者よりNTDが管理運営を引き継いでから現在まで人的・物的事故はなく、満足度調査においても、「満足」又は「どちらかといえば満足」という評価を得ている。令和4年度の入館者数は、両館合わせて21,223人となり、前年度より3,189人増であったと報告を受けており、リピーターの多さからも利用者に寄り添いながら安心・安全な管理運営に取り組み、継続していることは評価できるが、今後は、より多くの利用者の意見を反映できるよう、満足度調査の実施時期、方法等を工夫するなど、調査の全体件数を増やすよう努力されたい。

一茶双樹記念館については、令和3年度より入館料が撤廃され、気軽に来館可能な施設へ変更されたなかで、運営にあたっては、民間の経営手法や人材を活かした事業展開を行っており、自主事業として、国土交通省観光庁の補助金である「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業補助金」を活用し、みりんの発祥地である流山として、その魅力を広く伝えるための食体験プログラム、枯山水の庭を光の花と俳句で彩るイルミネーションイベントを行ったほか、呈茶、俳句大会など一茶双樹記念館にちなむ内容にとどまらず、秋まつり、七夕まつり、ひなまつりなど、様々な年代が楽しめる創意工夫や新たな取組みへの姿勢がみられた。

しかしながら、自主事業の経費区分や備品の購入について、指定管理者と所管部課の双方における協議不足が懸念され、改めて内容を精査し適正な事務執行に努めるとともに相互の連携強化にも尽力されたい。

また、公の指定管理者監査を行うなかで、NTDにおける事務手続きにおいて、定款で規定された文書に関する不備や紛失など、書類の作成や整理・保存方法等を含む管理のあり方に指摘や改善すべき点が多数見受けられた。書類の点検方法やチェック体制の強化など、抜本的な改善を強く求める。

財政援助団体等監査は、地方自治法第 199 条第 7 項に規定され、補助金、出資金、指定管理委託料などが公益性を重視して支出され、その取扱いについては、有効かつ適切に活用され、市民の福祉の増進につながっているかを確認するとともに、その団体等の経営成績、財務状況についても良好であるように要望しているところである。公の施設の指定管理受託者である N T D の第 3 期決算報告は赤字となっている。市からの指定管理料だけでなく、補助金、出資金を受けている団体として、会社全体の財務状況が、公の施設の指定管理に影響することがないように、経営を安定的に継続するための対策を再考されたい。

一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリー（杜のアトリエ黎明）は、流山本町地域を代表する施設であり最大の集客を誇る。その両施設を N T D が指定管理者として管理運営することによって、流山本町地域の歴史的な景観を守りつつ、民間の観光に対する豊富な知識やアイデアによる新たな事業展開により、さらに魅力のある地域とすることで、市内循環の効果と地域経済の活性化につながることに期待したい。

## 2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
株式会社流山ツーリズムデザイン	3							3	5	1
生涯学習部博物館					1			1	3	
計	3	0	0	0	1	0	0	4	8	1

### 【指摘事項】

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

### 【検討・要望事項】

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

### 【注意事項】

軽易な誤りである事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

## (1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・定款第18条に、「株主総会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。」とあるが、議事録が所在不明となっているもの、記録はあるが署名等がないものなどが散見された。今後は、管理体制を強化するとともに、定款等、各規程を遵守した所要の事務手続きを着実にを行うことを徹底されたい。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

・本社経費の外注費で支出している契約案件の締結にあたり、役員全員の「同意書」あるいは「議事録」が必要とされているが、一部書類が所在不明となっていた。また、令和3年3月31日に定款を改定したことにより、監査役が意見を述べるができることとなったが、記録がなかった。このような書類の不備は従業員の認識や知識不足だけでなく、監視・監督義務を問われることとなるため、今後は十分に注意し書類等の整備を行うことを強く求める。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

・適正な手続きのもと契約書を作成すべきところ、事務の失念により契約行為が行われないうまま2年以上の間、未契約の状態で行われていた事例があった。また、当初作成する予定であった当該業務委託契約書の内容の一部と現状にそごが生じており、業務の進捗等を確認するための報告義務など、通常必要と思われる内容も含まれていなかった。契約書の内容を再検討し、今後は、会社として適時適切な対応がとられるよう事務の執行体制の改善を図った上で、内部統制機能の強化やコンプライアンス意識を徹底し、再発防止に取り組まれたい。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

<今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項>

・令和4年度指定管理者収支実績報告書に記載されている金額と年次業務報告書及び収支決算書との金額に相違があった。また、同実績報告書の施設利用料についても、収入額に修正はないものの計上科目の誤りがあった。金額の相違については、「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業補助金」の交付を受け実施した事業に関する会計処理に対する認識の誤りに起

因したものであったため、今後は同様の事例が発生しないよう指定管理者等に充分確認するなど、事務の適正な執行を図るよう取り組まれない。

(生涯学習部博物館)

## (2) 検討・要望事項

・ 図録等販売について、月次報告書の書籍等販売明細書と一茶双樹記念館博物館関係販売物在庫確認報告書の在庫数に一部相違が生じている箇所があった。図録等販売の収入は、年次報告にも関連するものであるため、月次報告時には在庫数と書類の整合性を確認するなど、慎重な管理を要望する。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

・ 公の施設の指定管理者監査を実施するにあたり、代表取締役の原本証明を付して提出された定款と現行の定款に相違があった。社内で定款の改正が十分に認識されていなかったことにより発生した事例であることから、今後また、同様のことが起こらないよう文書等を体系的に管理する体制を整備するなどの対策を検討されたい。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

・ 年次報告書の設備・機械の点検回数や収入の金額等と月次報告書と記載された内容に相違があった。毎月提出される報告書の集計や転記ミスによるものであったため、指定管理者において適正な数値の算出ができるよう業務の効率化を検討し、事務のミス未然防止を図られたい。また所管課においても提出された書類を充分チェックすることで、今後は同様の間違いが起こらないよう事務処理の適正性の確保に努めることを要望する。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

(生涯学習部博物館)

・ 令和4年度事業として「飲食の提供」や「呈茶」を実施しているが、自主事業に係る経費の一部が指定管理料から支出されていた。自主事業に関する経費は指定管理料に含まれないことから、指定管理事業と自主事業の考え方や費用負担を博物館と協議の上で整理をし、区分を明確にするよう要望する。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

(生涯学習部博物館)

・ 施設の利用料金については、条例に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなっているが、利

用料金承認申請書が提出されていなかった。現在の利用料金の承認手続きについては早急に行い、再選定時にも、手続きの遅れがないよう、博物館は指定管理者を指導するよう要望する。

(株式会社流山ツーリズムデザイン)

(生涯学習部博物館)

(3) 注意事項 (措置対象外)

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注意事項	指定管理者
仕様書では、年2回の備品の整理を行うこととなっているが、1回の実施であったため適正な管理方法を所管課と協議し、必要に応じて仕様書の内容を検討されたい。	株式会社流山ツーリズムデザイン